

公害防止条例（宮城県）の届出案内

大気関係

- 令和 7 年 3 月 -

目 次

§ 1. ばい煙に係る特定施設	1
§ 2. 粉じんに係る特定施設	5
§ 3. 悪臭に係る特定施設	7
届出等に係る様式	10

届出窓口

仙台市環境局環境部環境対策課大気係

〒980-8671

仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 5 階

電話：022-214-8222（直通）

メール：kan007120@city.sendai.jp

§ 1. ばい煙に係る特定施設

1. 届出対象施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	原料の処理能力が1日あたり1 t以上のもの
2	石油の精製又は石油製品若しくは石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	
3	廃油の再生の用に供する焼却炉	焼却能力が1時間あたり50 kg以上のもの
4	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	

2. 届出

(1) 特定施設の設置

- ・ 特定施設を設置する場合は、工事着工の60日前までに届出が必要です。
※届出日は日程の算定に加えないため、実質、工事着工の61日前までに届出が必要です。
- ・ 届出書が受理された日から届出日を含めず60日間は工事に着手できません。ただし、届出の内容が条例に適合すると認めるときは、期間を短縮することができます。
- ・ 届出書類は添付書類も含めて、正本及び副本各1部ずつ（計2部）窓口へ提出してください。
- ・ 内容審査後に受理書を交付します。

＜提出書類＞

- 1) 様式第1号：ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2) 添付書類
 - ・ 特定施設の配置図
 - ・ ばい煙処理施設の配置図
 - ・ ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載した書面

(2) 特定施設の使用

- ・ 施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している場合には、特定施設となった日から30日以内に届出が必要です。
- ・ 届出書は添付書類も含めて、正本及び副本各1部ずつ（計2部）窓口へ提出してください。

＜提出書類＞

- 1) 様式第1号：ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2) 添付書類
 - ・ 特定施設の配置図
 - ・ ばい煙処理施設の配置図
 - ・ ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載した書面

(3) 構造等の変更

- ・届出された特定施設の構造、使用及び管理の方法等を変更しようとするときは、工事着工の 60 日前までに届出が必要です。
※届出日は日程の算定に加えないため、実質、工事着工の 61 日前までに届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から届出日を含めず 60 日間は工事に着手できません。ただし、届出の内容が条例に適合すると認めるときは、期間を短縮することができます。
- ・届出書類は添付書類も含めて、正本及び副本各 1 部ずつ（計 2 部）窓口に提出してください。
- ・内容審査後に受理書を交付します。

<提出書類>

- 1) 様式第 1 号：ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2) 添付書類 ※下記のうち、変更しようとする事項に係るもの
 - ・特定施設の配置図
 - ・ばい煙処理施設の配置図
 - ・ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載した書面

(4) 氏名等の変更

届出された特定施設について、下記項目に変更があったときは、その日から 30 日以内に届出が必要です。

- ・届出者の氏名又は名称、住所、法人場合は代表者の氏名
- ・工場又は事業場の名称、所在地

<提出書類>

- ・様式第 12 号（氏名等変更届出書）
- ※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

(5) 特定施設の廃止

特定施設の使用を廃止した時は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

<提出書類>

- ・様式第 13 号（特定施設使用廃止届出書）
- ※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

(6) 承継

届出された特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

<提出書類>

- ・様式第 15 号（承継届出書）
- ※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

※様式第 12 号（氏名等変更届出書）、様式第 13 号（特定施設使用廃止届出書）、様式第 15 号（承継届出書）は、粉じんに係る特定施設及び悪臭に係る特定施設と共通です。

3. 規制基準

(1) 硫黄酸化物

規制基準（硫黄酸化物の量）は次の式により算出します。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

この式において、 q 、 K 及び H_e は、それぞれ次の値を表します。

q ：硫黄酸化物の量（単位：温度 0°C 、圧力1気圧の状態に換算した $\text{m}^3/\text{時}$ （ Nm^3/h ））

K ：大気汚染防止法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに掲げる値

昭和51年9月1日時点での仙台市域は $K=7.0$

上記以外の仙台市（泉区、青葉区の宮城地域、太白区の秋保地域）は $K=17.5$

H_e ：次の算式により補正された排出口の高さ（単位： m ）

$$H_e = H_o + 0.65(H + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) / (1 + 2.58/V)}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)}) (1460 - 296 \times V / (T - 288)) + 1$$

これらの式において、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表します。

H_o ：排出口の実高さ（単位： m ）

Q ：温度 15°C における排出ガス量（単位： $\text{m}^3/\text{秒}$ （ m^3/s ））

V ：排出ガスの排出速度（単位： $\text{m}/\text{秒}$ （ m/s ））

T ：排出ガスの温度（単位：絶対温度）

(2) ばいじん

施設の種類	許容限度
練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	0.4 g/Nm ³
廃油の再生の用に供する焼却炉	0.4 g/Nm ³
合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	0.4 g/Nm ³

※ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とします。

(3) 有害物質

施設の種類	有害物質	許容限度
石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	塩化水素	80 mg/Nm ³
合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	ホルムアルデヒド	100 mg/Nm ³

4. 測定義務

ばい煙の量又は濃度を測定し、その結果をばい煙量等測定記録表(様式第2号)により記録し、その記録を3年間保存する必要があります。

(1) 硫黄酸化物に係るばい煙の量の測定

1) 測定対象施設

特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量が、10 Nm³/h 以上のばい煙に係る特定施設

2) 測定点

特定施設の排出口

3) 測定方法

下記のうち、いずれかにて測定を実施してください。

- ・ 硫黄酸化物濃度：日本産業規格(以下「規格」という。)K 0103 に定める方法
排出ガス量：規格 Z 8808 に定める方法
- ・ 大気汚染防止法施行規則別表第一の備考に規定する環境大臣が定める方法

4) 測定頻度

12ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上実施

(2) 使用する燃料の硫黄含有率の測定

下記のうち、いずれかにて測定を実施してください。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りではありません。

- ・ 燃料の硫黄含有率：規格 K 2301、規格 K 2541 又は規格 M8813 に定める方法
燃料の使用量：規格 Z 8762 又は規格 Z 8763 に定める方法その他適当であると認められる方法
- ・ 大気汚染防止法施行規則別表第一の備考に規定する環境大臣が定める方法

(3) ばいじんに係るばい煙の濃度の測定

1) 測定点

特定施設の排出口

2) 測定方法

規格 Z 8808 に定める方法

※燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじんは含まれないものとします。

3) 測定頻度

12ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上実施

(4) 有害物質に係るばい煙の濃度の測定

1) 測定点

特定施設の排出口

2) 測定方法

塩化水素：規格 K 0107 に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法
ホルムアルデヒド：規格 K 0303 に定める方法

3) 測定頻度

12ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上実施

§ 2. 粉じんに係る特定施設

1. 届出対象施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	チップ又はのこぎりくずの堆積場	面積が 100 m ² 以上のもの
2	動力打綿機及び動力混打綿機	

2. 届出

(1) 特定施設の設置

- ・ 特定施設を設置する場合は、工事着工の 60 日前までに届出が必要です。
※届出日は日程の算定に加えないため、実質、工事着工の 61 日前までに届出が必要です。
- ・ 届出書が受理された日から届出日を含めず 60 日間は工事に着手できません。ただし、届出の内容が条例に適合すると認めるときは、期間を短縮することができます。
- ・ 届出書類は添付書類も含めて、正本及び副本各 1 部ずつ（計 2 部）窓口に提出してください。
- ・ 内容審査後に受理書を交付します。

<提出書類>

1) 様式第 1 号：ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書

2) 添付書類

- ・ 特定施設の配置図
- ・ 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- ・ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載した書面

(2) 特定施設の使用

- ・ 施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している場合には、特定施設となった日から 30 日以内に届出が必要です。
- ・ 届出書は添付書類も含めて、正本及び副本各 1 部ずつ（計 2 部）窓口に提出してください。

<提出書類>

1) 様式第 1 号：ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書

2) 添付書類

- ・ 特定施設の配置図
- ・ 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- ・ 粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載した書面

(3) 構造等の変更

- ・届出された特定施設の構造、使用及び管理の方法等を変更しようとするときは、工事着工の 60 日前までに届出が必要です。
※届出日は日程の算定に加えないため、実質、工事着工の 61 日前までに届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から届出日を含めず 60 日間は工事に着手できません。ただし、届出の内容が条例に適合すると認めるときは、期間を短縮することができます。
- ・届出書類は添付書類も含めて、正本及び副本各 1 部ずつ（計 2 部）窓口に提出してください。
- ・内容審査後に受理書を交付します。

<提出書類>

- 1) 様式第 1 号：ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2) 添付書類 ※下記のうち、変更しようとする事項に係るもの
 - ・特定施設の配置図
 - ・粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
 - ・粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を記載した書面

(4) 氏名等の変更

届出された特定施設について、下記項目に変更があったときは、その日から 30 日以内に届出が必要です。

- ・届出者の氏名又は名称、住所、法人場合は代表者の氏名
- ・工場又は事業場の名称、所在地

<提出書類>

- ・様式第 12 号（氏名等変更届出書）

※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

(5) 特定施設の廃止

特定施設の使用を廃止した時は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

<提出書類>

- ・様式第 13 号（特定施設使用廃止届出書）

※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

(6) 承継

届出された特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

<提出書類>

- ・様式第 15 号（承継届出書）

※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

※様式第 12 号（氏名等変更届出書）、様式第 13 号（特定施設使用廃止届出書）、様式第 15 号（承継届出書）は、ばい煙に係る特定施設及び悪臭に係る特定施設と共通です。

3. 規制基準

工場又は事業場の周辺の人又は物に著しい障害を与えない程度

§ 3. 悪臭に係る特定施設

1. 届出対象施設

番号	施設の種類
1	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの（原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限る。） (1)原料置場 (2)原料処理加工施設 (3)真空濃縮施設 (4)乾燥施設 (5)脱臭施設
2	有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの（一の項に掲げるものを除く。） (1)原料置場 (2)原料処理加工施設 (3)強制発酵施設 (4)乾燥施設 (5)脱臭施設

※悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条に規定する規制区域内（市街化区域）に所在する工場又は事業場に設置されている悪臭に係る施設は除きます。

2. 届出

(1) 特定施設の設置

- ・特定施設を設置する場合は、工事着工の60日前までに届出が必要です。
※届出日は日程の算定に加えないため、実質、工事着工の61日前までに届出が必要です。
- ・届出書が受理された日から届出日を含めず60日間は工事に着手できません。ただし、届出の内容が条例に適合すると認めるときは、期間を短縮することができます。
- ・届出書類は添付書類も含めて、正本及び副本各1部ずつ（計2部）窓口に提出してください。
- ・内容審査後に受理書を交付します。

<提出書類>

- 1)様式第6号：悪臭に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2)添付書類
 - ・特定施設の配置図
 - ・特定事業場及びその付近の見取図

(2) 特定施設の使用

- ・施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している場合には、特定施設となった日から30日以内に届出が必要です。
- ・届出書は添付書類も含めて、正本及び副本各1部ずつ（計2部）窓口に提出してください。

＜提出書類＞

- 1) 様式第 6 号：悪臭に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2) 添付書類
 - ・ 特定施設の配置図
 - ・ 特定事業場及びその付近の見取り図

(3) 構造等の変更

- ・ 届出された特定施設の構造、使用及び管理の方法、悪臭の防止の方法等を変更しようとするときは、工事着工の 60 日前までに届出が必要です。
※届出日は日程の算定に加えないため、実質、工事着工の 61 日前までに届出が必要です。
- ・ 届出書が受理された日から届出日を含めず 60 日間は工事に着手できません。ただし、届出の内容が条例に適合すると認めるときは、期間を短縮することができます。
- ・ 届出書類は添付書類も含めて、正本及び副本各 1 部ずつ（計 2 部）窓口へ提出してください。
- ・ 内容審査後に受理書を交付します。

＜提出書類＞

- 1) 様式第 6 号：悪臭に係る特定施設設置（使用・変更）届出書
- 2) 添付書類 ※下記のうち、変更しようとする事項に係るもの
 - ・ 特定施設の配置図
 - ・ 特定事業場及びその付近の見取り図

(4) 氏名等の変更

届出された特定施設について、下記項目に変更があったときは、その日から 30 日以内に届出が必要です。

- ・ 届出者の氏名又は名称、住所、法人場合は代表者の氏名
- ・ 工場又は事業場の名称、所在地

＜提出書類＞

- ・ 様式第 12 号（氏名等変更届出書）

※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

(5) 特定施設の使用の廃止

特定施設の使用を廃止した時は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

＜提出書類＞

- ・ 様式第 13 号（特定施設使用廃止届出書）

※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

(6) 承継

届出された特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その日から 30 日以内に届出が必要です。

＜提出書類＞

- ・ 様式第 15 号（承継届出書）

※担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

※様式第12号（氏名等変更届出書）、様式第13号（特定施設使用廃止届出書）、様式第15号（承継届出書）は、ばい煙に係る特定施設及び粉じんに係る特定施設と共通です。

3. 規制基準

許容限度	
敷地境界線	臭気指数 15
排出口	悪臭防止法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数
排出水	臭気指数 31

備考

- (1) 臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、試料とする気体又は水の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合における当該希釈倍数（以下「臭気濃度」という。）を次式により変換したものです。

$$Y = 10 \log C$$

Y：臭気指数 C：臭気濃度

- (2) 臭気排出強度とは、排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、次式により算出します。

$$C = 10^{Y/10}$$

$$q_d = 60 \times C \times Q_o$$

C：臭気濃度 Y：臭気指数

q_d ：臭気排出強度(単位：温度0℃、圧力1気圧の状態に換算した m³/分 (Nm³/分))

Q_o ：排出ガスの流量(単位：温度0℃、圧力1気圧の状態に換算した m³/秒 (Nm³/秒))

- (3) 臭気指数及び臭気排出強度の算定は、平成7年環境庁告示第63号に定める方法(三点比較式臭袋法)により行うものとします。

様式第 1 号（第 4 条関係）

ばい煙等に係る特定施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
〒

電話番号
氏名（名称及び代表者の氏名）

公害防止条例第 17 条第 1 項（第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項）の規定により、ばい煙等に係る特定施設の設置（使用・変更）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種類	
※特定施設の構造	別紙のとおり
※特定施設の使用又は管理の方法	別紙のとおり
※ばい煙等の処理の方法	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容（変更の場合に限る。）	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
 - 4 ※※の欄には、記載しないこと。

ばい煙に係る特定施設の構造並びに使用及び処理の方法

工場又は事業場における施設番号						
名称及び形式						
設置年月日				年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日				年 月 日	年 月 日	
使用開始年月日				年 月 日	年 月 日	
規模	原料の処理能力 (t/日)					
	廃ガスの処理能力 (Nm ³ /h)					
	焼却能力 (kg/h)					
	樹脂の製造又は加工能力 (t/日)					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等			時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動					
原材料	種類					
	使用割合					
	原材料中の成分割合			いおう分	いおう分	
	1日の使用量					
燃料又は電力	種類					
	燃料中の成分割合			灰分 いおう分	灰分 いおう分	
	発熱量					
	通常の使用量					
	混焼割合					
ばい煙処理施設の種類、名称、形式						
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り		最大 通常	最大 通常	
		乾き		最大 通常	最大 通常	
	ばい煙の濃度	排出ガス温度 (°C)		処理前		
				処理後		
		ばいじん (g/Nm ³)	処理前			
			処理後			
			いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前		
				処理後		
			塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前		
				処理後		
			ホルムアルデヒド (mg/Nm ³)	処理前		
				処理後		
		ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	
				通常	処理後	
	最大			処理前		
	通常			処理後		
	捕集効率	ばいじん				
		いおう酸化物				
		塩化水素				
		ホルムアルデヒド				
排出口の実高さ H _o 及び内径 φ (m)						
補正された排出口の高さ H _e (m)						
排出速度 (m/s)						

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙に係る特定施設及びばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 3 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 4 ばい煙の濃度は乾きガスの濃度とすること。

- 添付書類 1 特定施設の配置図
- 2 ばい煙処理施設の配置図
- 3 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要

別紙

粉じんに係る特定施設の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 形 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	面 積 (m ²)		
	堆 積 能 力 (t)		
	原 動 機 の 定 格 出 力 (kW)		
	処 理 能 力 (t/h)		
堆 積 物 の 種 類 、 性 状 及 び 通常の年間延べ堆積量 (t/年)			
処 理 対 象 物 の 種 類 及 び 通常の月間処理量 (t/月)			
使 用 及 び 管 理 の 方 法	特定施設がその中に設置されている建築物の概要		
	散 水	装置の種類・形式・基数	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		散 水 の 方 法	
	防 じ ん カ バ ー の 設 置 状 況		
	集 じ ん 機	集じん機の種類・形式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の前動機出力 (kW)	
	そ の 他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 粉じんに係る特定施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

- 添付書類 1 特定施設の配置図
- 2 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 3 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要

ばい煙量測定記録表

測定年月日及び時刻		
測定者		
測定箇所		
使用原料又は燃料の種類及び硫黄分 (%)		
排 出 ガ ス	温度 (°C)	
	流速 (m/s)	
	水分 (%)	
	湿りガス量 (Nm ³ /h)	
	乾きガス量 (Nm ³ /h)	
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)		
ばいじん (mg/Nm ³)		
塩化水素 (mg/Nm ³)		
ホルムアルデヒド (mg/Nm ³)		

悪臭に係る特定施設設置（使用・変更）届出書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
〒

電話番号
氏名（名称及び代表者の氏名）

公害防止条例第 43 条第 1 項（第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項）の規定により、悪臭に係る特定施設の設置（使用・変更）について、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	
特定事業場の所在地	
特定施設の種類	
※特定施設の構造	別紙のとおり
※特定施設の使用又は管理の方法	別紙のとおり
※悪臭の防止の方法	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容（変更の場合に限る。）	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
 - 4 ※※の欄には、記載しないこと。

別紙 1

特 定 施 設 の 構 造

1. 型式等

名 称	型 式	構 造	主 要 寸 法	能 力

2. 工事の着工操業予定

工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 （ 予 定 ） 年 月 日	年 月 日

- 添付書類 1 特定施設の配置図
 2 特定事業場及びその付近の見取り図

別紙2

特 定 施 設 の 使 用 又 は 管 理 の 方 法

1. 使用方法

特定施設の名称	使用時間 (Hr/日)	使 用 方 法	管 理 の 方 法

2. 操業の系統

悪 臭 の 防 止 の 方 法

1. 臭気の防止処理方法

臭気発生施設	臭気の防止または処理の方法	臭気処理能力

2. 臭気処理系統

3. 悪臭の処理施設の構造

4. 悪臭の処理施設の仕様

5. 悪臭の処理施設の設計根拠

様式第 12 号（第 15 条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
〒

電話番号

氏名（名称及び代表者の氏名）

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、公害防止条例第 22 条（第 31 条、第 40 条、第 48 条、第 57 条）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		
特 定 施 設 の 種 類 等		

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
〒

電話番号
氏名（名称及び代表者の氏名）

特定施設の使用を廃止したので、公害防止条例第 22 条（第 31 条、第 40 条、第 48 条）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	
特定事業場の所在地	
特定施設の種類の等	
使用廃止の年月日	
使用廃止の理由	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
〒

電話番号
氏名（名称及び代表者の氏名）

特定施設（揚水設備）に係る届出者の地位を承継したので、公害防止条例第 23 条第 3 項（第 32 条第 3 項、第 41 条第 3 項、第 49 条第 3 項、第 58 条第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場若しくは事業場又は特定事業場の 名称 (揚水設備の名称)		
工場若しくは事業場又は特定事業場の 所在地 (揚水設備の設置場所)		
特定施設の種類の等		
承継の年月日		
被承継者	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の 所在地	
承継の理由		

- 備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。
- 2 届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。